

○桑折町議会ハラスメント防止条例

(前文)

桑折町議会議員（以下「議員」という。）は、桑折町民（以下「町民」という。）から信託を受けた代表者であることを自覚し、町政に携わる権能及び責務を認識するとともに、常に高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って町民全体の奉仕者として、町民福祉の向上に努めなければならない。

ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障をきたし、桑折町議会（以下「議会」という。）の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。特に桑折町職員（以下「職員」という。）に対するハラスメントは、不当に職員の尊厳を害し、人材の喪失や行政の停滞を招き、更には議員に対する町民の信頼を損なうおそれがある。

よって議会は、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、快適に職務を遂行できる環境を確立することにより、ハラスメントの根絶及び未然防止を図り、町民から信頼される議会の実現に資することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重並びに政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）等の趣旨を踏まえ、議員による職員及び議員へのハラスメント、又は職員による議員へのハラスメントを根絶するため、必要な事項を定めることにより、全ての議員及び職員が人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パワー・ハラスメント

議会及び職場における優越的な関係を背景とした言動であつて、議会活動、議員活動又は選挙活動（準備行為を含む。）その他の政治活動（以下「政治活動等」という。）において、必要かつ相当な範囲を超え、相手方に精神的若しくは身体的苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は職務環境を害するものをいう。

ただし、客観的に見て業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指導又は業務指示は、パワー・ハラスメントに該当しない。

(2) セクシュアル・ハラスメント

政治活動等における性的な言動であって、同性・異性を問わず相手方に不快感を与える行為、又はその結果として勤務環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与える行為をいう。

(3) マタニティ・ハラスメント

職場等において、妊娠、出産又はそれに起因する症状により勤務できないこと等を理由とする言動、又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により、当該者の職務環境を害する行為をいう。

(4) その他のハラスメント

各号に類するもので、相手方に対する誹謗中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせ等の言動であって、社会通念上許容されない程度の誹謗中傷等、身体的若しくは精神的苦痛を与え、又は生活環境を害するものをいう。

(5) 議員

桑折町議会議員をいう。

(6) 職員

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員及び同条第 3 項に規定する特別職の職員（議員を除く。）並びに同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員、同法第 22 条の 3 第 4 項に規定する臨時的任用職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に基づき任期を定めて採用された職員で、本町に勤務するものをいう。

（議長の責務及び職務の代行）

第 3 条 議長はハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、申出等があったときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 議長が前項の申出の対象になったときは副議長が、議長及び副議長ともに前項の申出の対象となったときは議会運営委員長が職務を代行する。

（議員の責務）

第 4 条 議員は、町民の代表者としての機能及び責務を自覚し、高い倫理観をもって行動するとともに、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人格権その他の基本的人権を侵害する行為であることを深く認識し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントが職務環境を害する行為であること及び職員と議員が職務遂行上対等の立場にあることを自覚し、互いの人格を尊重した活動を行わなければならない。
- 3 議員は、自らによるハラスメントの疑いが生じたときは、誠実な態度をもって疑惑の解明に当たり、説明責任を果たさなければならない。
- 4 議員は、職員又は議員に対しハラスメントに該当する行為が行われていると認められる場合には、必要に応じて議長に報告し、適切な措置を求めるものとする。

(相談窓口)

第5条 議長は、ハラスメントに関する相談等の円滑かつ公正な解決を図るため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置する。

- 2 相談員は議会事務局職員をもって充てる。

(相談及び苦情の申出)

第6条 ハラスメントによる被害を受け、又はその事実があると思料する議員又は職員は、議長に対し、相談窓口を通じハラスメントに関する相談及び苦情を書面（電子メール等を含む。）又は口頭により申出ることができる。

- 2 議長は、前項の申出が職員によるもの場合は、速やかに町長に報告するものとする。

(事実関係の把握及び有識者からの意見聴取)

第7条 議長は前条の申出があったときは、必要に応じて申出者、相談者又は当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行わなければならない。

- 2 前項の調査を公正かつ適正に行うため必要と認めるときは、外部の有識者から意見を聴取することができる。

(対応措置)

第8条 議長は、前条の調査によりハラスメントを確認した場合は、議員に対し指導、助言、注意その他改善のための必要な措置を講ずるものとする。

- 2 議長は、議員の氏名の公表その他の必要な措置を講ずるに当たっては、あらかじめ、議会の承認を必要とする。

(研修等)

第9条 議長は、前条に定める責務の遂行に資するため、この条例の趣旨の町民への周知及び啓発に努めるとともに、議員に対して必要な研修等を実施しなければならない。

(被害者のプライバシーの保護等)

第10条 議員は、ハラスメントの被害者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラ

スメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職後も、同様とする。

(その他)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、その施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。